写

沖地最審第７号
令和８年９月24日

沖縄労働局長
　宮本　淳子　殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長　上江洲　純子

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和８年９月24日貴職から、令和８年９月３日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長及び沖縄県労働組合総連合議長からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和８年９月３日付け答申どおり決定することが適当である。